

平成30年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

| | | |
|--------|---|---|
| 議案第42号 | 亀山市税条例等の一部を改正する条例 | 1 |
| 議案第43号 | 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 議案第44号 | 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 議案第45号 | 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 9 |

| 件名 | 亀山市税条例等の一部を改正する条例 | 総合政策部 税務課 |
|--|-------------------|--------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）により地方税法が改正されことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市民税関係</p> <p>第1条関係</p> <p>(1) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）について、二重課税調整の観点から、内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された法人税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額を控除する場合において、法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を法人住民税の額から控除します。</p> <p style="text-align: right;">< 第11条、第43条及び附則第7条関係 ></p> <p>参考</p> <p>内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人をいいます。</p> <p>外国子会社合算税制とは、内国法人が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避する租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（20%）未満の外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人の所得とみなし、それを合算して課税する制度です。</p> <p>市たばこ税関係</p> <p>第1条から第5条まで関係</p> <p>(2) 喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこを加え、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準を定めます。なお、現在、加熱式たばこは、パイプたばことして区分されていることから、新たに定める加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の換算方法については、段階的に導入します。</p> <p style="text-align: right;">< 第99条、新第99条、第101条、第103条及び第105条関係 ></p> | | |

【加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の換算方法】

| 対象期間 | 課税標準の換算方法 | 備考 |
|-----------------------|--|-------|
| 平成30年10月1日～平成31年9月30日 | 旧課税方式 × 0.8 + 新課税方式 × 0.2 + 新課税方式 × 0.2 | 第1条関係 |
| 平成31年10月1日～平成32年9月30日 | 旧課税方式 × 0.6 + 新課税方式 × 0.4 + 新課税方式 × 0.4 | 第2条関係 |
| 平成32年10月1日～平成33年9月30日 | 旧課税方式 × 0.4 + 新課税方式 × 0.6 + 新課税方式 × 0.6 | 第3条関係 |
| 平成33年10月1日～平成34年9月30日 | 旧課税方式 × 0.2 + 新課税方式 × 0.8 + 新課税方式 × 0.8 | 第4条関係 |
| 平成34年10月1日～ | 新課税方式 + 新課税方式 | 第5条関係 |

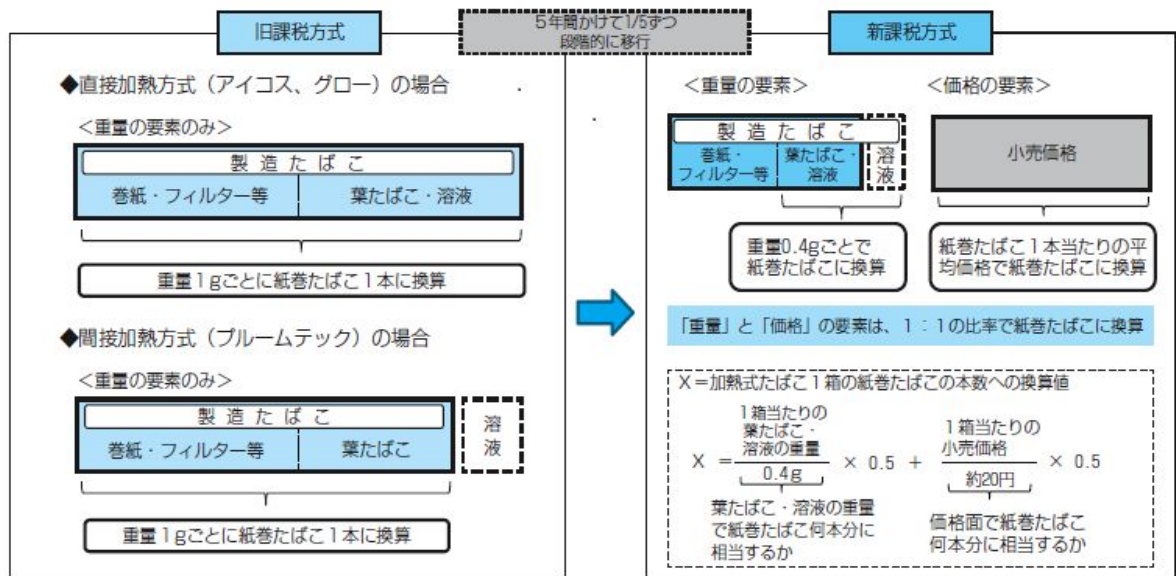
旧課税方式（パイプたばこに係る市たばこ税の課税標準と同様の方式）

加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算します。

新課税方式（新たに規定する加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の方式）

加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算します。

加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算します。



(3) 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものは、製造たばことみなして本条例を適用します（製造たばこの区分は、加熱式たばことします。）。

< 第100条の2関係 >

(4) 市たばこ税の税率を次のように改定します。 <第102条関係>

| 対象期間 | 1,000本当たりの税率 | 備考 |
|---------------------------|--------------|-------|
| 平成30年10月1日～ 平成32年9月30日 | 5,692円 | 第1条関係 |
| 平成32年10月1日～ 平成33年9月30日 | 6,122円 | 第3条関係 |
| 平成33年10月1日～ | 6,552円 | 第4条関係 |

現行税率：1,000本当たり5,262円

第6条関係

(5) 紙巻たばこ3級品に係る税率の引上げを、平成31年4月1日から同年10月1日に延期するとともに、税率の引上げに伴う手持品課税に係る税率を次のように改定します。

<平成27年改正条例(平成27年亀山市条例第26号)附則第5条関係>

| | 手持品課税の対象となる基準日 | 1,000本当たりの税率 |
|-----|----------------|--------------|
| 現行 | 平成31年4月1日 | 1,262円 |
| 改正後 | 平成31年10月1日 | 1,692円 |

参考

紙巻たばこ3級品とは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの6銘柄をいいます。

手持品課税とは、手持品課税の対象となる基準日の午前0時現在において、たばこの販売業者(小売販売業者及び卸売販売業者)が、店舗(営業所)、倉庫、居宅等で合計5,000本以上の紙巻たばこを販売のために所持している場合には、その所持する紙巻たばこについて、税率の引上げ分に相当する市たばこ税が課税されるものです。

固定資産税関係

第1条関係

(6) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が、次の施設等について、特例割合等を見直した上で適用期限が延長され、又は新たに導入されたことに伴い、当該施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を次のように定めることとします。 <附則第17条の2関係>

ア 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に規定する特定施設又は特定地域施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設の償

却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、2分の1とします。

| 本条例で定める特例割合 | 地方税法において参酌することとされている特例割合 | 現行の特例割合 |
|-------------|--------------------------|---------|
| 2分の1 | 2分の1 (3分の1以上3分の2以下) | 3分の1 |

イ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係るわがまち特例は、特例期間が終了したことから、関係する規定を削除します。

ウ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、4分の3とします。

| 本条例で定める特例割合 | 地方税法において参酌することとされている特例割合 | 現行の特例割合 |
|-------------|--------------------------|---------|
| 4分の3 | 4分の3 (3分の2以上6分の5以下) | 3分の2 |

エ 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を次のように定めることとします。

【現行】

| 設備区分 | 本条例で定める特例割合 | 地方税法において参酌することとされている特例割合 |
|-----------|-------------|--------------------------|
| 太陽光発電設備 | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |
| 風力発電設備 | | |
| 水力発電設備 | 2分の1 | 2分の1(3分の1以上3分の2以下) |
| 地熱発電設備 | | |
| バイオマス発電設備 | | |

【改正後】

| 設備区分 | 本条例で定める特例割合 | 地方税法において参酌することとされている特例割合 |
|------------------|-------------|--------------------------|
| 太陽光発電設備 | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |
| 出力が1,000kw以上のもの | 4分の3 | 4分の3(12分の7以上12分の11以下) |
| 風力発電設備 | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |
| 出力が20kw未満のもの | 4分の3 | 4分の3(12分の7以上12分の11以下) |
| 水力発電設備 | 2分の1 | 2分の1(3分の1以上3分の2以下) |
| 出力が5,000kw以上のもの | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |
| 地熱発電設備 | 2分の1 | 2分の1(3分の1以上3分の2以下) |
| 出力が1,000kw未満のもの | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |
| バイオマス発電設備 | 2分の1 | 2分の1(3分の1以上3分の2以下) |
| 出力が10,000kw以上のもの | 3分の2 | 3分の2(2分の1以上6分の5以下) |

太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限ります。

オ 中小事業者等が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行日から平成33年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、零とします。

| 本条例において定める特例割合 | 地方税法において示されている特例割合 | 特例適用期間 |
|------------------------|--------------------|--------|
| 0 (適用により課税標準額が0となる) | 0以上2分の1以下 | 3年間 |

その他

第1条関係

(7) 地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

< 第16条、第42条の3、第42条の5、第59条及び附則第18条関係 >

3 その他

(1) 施行日は、次のとおりとします。

第 1 条関係

施行日は、公布の日とします。ただし、市たばこ税関係の施行日は平成 30 年 10 月 1 日とし、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する機械装置等に対して課する固定資産税に関する規定の施行日は生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とします。

第 2 条関係

施行日は、平成 31 年 10 月 1 日とします。

第 3 条関係

施行日は、平成 32 年 10 月 1 日とします。

第 4 条関係

施行日は、平成 33 年 10 月 1 日とします。

第 5 条関係

施行日は、平成 34 年 10 月 1 日とします。

第 6 条関係

施行日は、平成 30 年 10 月 1 日とします。

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された水質汚濁防止法に規定する特定施設又は特定地域施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及び特定再生可能エネルギー発電設備並びに平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(3) 平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日及び平成 33 年 10 月 1 日における市たばこ税の税率の改定に伴う手持品課税の税率について、それぞれ 1,000 本につき 430 円とする経過措置を設けます。

| 件名 | 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例 | 総合政策部 税務課 |
|---|----------------------|--------------|
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>本条例で引用している地方税法附則第15条第19項が改められたことに伴い、条項の整理を行います。 < 附則第15項関係 ></p> <p>第2条関係</p> <p>本条例で引用している地方税法附則第15条第44項が同条第43項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います</p> <p style="text-align: right;">< 附則第6項及び附則第15項関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>第1条関係の施行日は公布の日とし、第2条関係の施行日は平成31年4月1日とします。</p> | | |

| | | |
|---|---|-----------------|
| 件名 | 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 健康福祉部 子ども未来課 |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年省令第46号）により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正された基準に従い、放課後児童支援員の資格要件を次のように改めることとします。 <第10条関係></p> <p>（1）幼稚園等の教諭となる資格を有する者については、教育職員免許状の更新を受けていない者であっても放課後児童支援員の資格要件に該当することを明確にするため、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者に改めます。</p> <p>（2）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに加えます。</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |

| | | |
|--|-------------------------------|------------------------|
| <p>件 名</p> | <p>亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> | <p>生活文化部 市 民 課</p> |
| <p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>マイナンバー制度における情報連携により事実が把握できる場合は、国民健康保険の事務手続の一部について確認書類の提示が不要となったことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業による国民健康保険税の軽減）に係る申告手続において、特例対象被保険者等であることの確認のために提示が必要である雇用保険受給資格者証を、マイナンバーによる情報連携により把握できるときは、提示が不要となるように改正します。</p> <p style="text-align: right;">< 第 2 7 条 の 2 関 係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p> | | |